

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「お客様に最高の満足と集う人々の幸福の創造と拡大をし続け、夢の総和の実現をはかる」という存在理念のもと、持続的な成長並びに企業市民としての社会的な存在価値及び中長期的な企業価値を向上させることを目的として、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定いたしました。

本基本方針は当社のコーポレートガバナンスの考え方や枠組みを示した全ての役職員の行動の指針として、最良のコーポレートガバナンスを実現してまいります。

本基本方針の詳細につきましては、当社ホームページに掲載の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」をご参照ください。

https://www.sunnexa.co.jp/pdf/governance_20200925.pdf

【基本精神・存在理念・経営理念・ネットワーク理念】

ビジョナリー・カンパニー創造のために

■ 基本精神 ■

愛と誠と調和

■ 存在理念 ■

お客様に最高の満足と、集う人々の幸福の創造と拡大をし続け、夢の総和の実現をはかります。

■ 経営理念 ■

1. コンプライアンスのもとに開かれた透明性の高い企業活動を通じて、信頼される企業市民を目指します。
2. 時代の変化にしなやかに対応し、常に革新し続ける情熱と向上心、創造性ある経営に挑戦します。
3. パートナーとともに顧客思考に徹したサービスの創造と公正正大な利益を追求し、企業活動を通じて、住みよい豊かな暮らしと経済・社会の発展に貢献します。

■ ネットワーク理念 ■

同志志をかかげ、お互いに“共に咲く喜び”を分かち合える価値創造のネットワークを追求します。

【サンネクスタグループ行動規範】

わたしたちは、サンネクスタグループの経営理念に基づき、企業の社会的責任を深く自覚し、常に高い倫理観と社会的良識をもって行動し、サンネクスタグループが社会から信頼される会社として評価され、持続的に発展するように努めます。

1. 法令遵守

わたしたちは、法令及びルールを遵守し、社会的規範にもとることのないよう、誠実かつ公正に企業活動を遂行します。

2. 基本的人権の尊重

わたしたちは、人権を大切にすることを精神を培い、人種、国籍、宗教、思想、性別、年齢、社会的身分、身体的・精神的障害などを理由とする差別や人権侵害を行いません。

3. 顧客の信頼獲得

わたしたちは、市場における自由な競争のもと、顧客思考に徹した新しいサービスの創造に努め、ニーズにかなう商品やサービスを提供するとともに、正しい情報を提供し、顧客の信頼を獲得します。

4. 取引先との関係

わたしたちは、取引を通して価値観を共有し、信頼関係を築き高め、相互の発展に努めます。

5. ステークホルダーの理解と支持

わたしたちは、公正かつ透明な企業経営により、ステークホルダーの理解と支持を得ます。

6. 多様性を受容する互いの関係

わたしたちは、サンネクスタグループの一員として連帯感を持ち、互いの自己能力の再発見・向上と能力発揮を促進します。そして多様性を認め合いながら活力を発揮し、高め合えるような環境づくりを行います。

7. 社会とのコミュニケーション

わたしたちは、広く社会とのコミュニケーションを図るために社会の要求に耳を傾け、必要な情報を積極的に開示します。

8. 情報の厳正な管理

わたしたちは、個人情報や顧客からお預かりする情報等を厳正に管理します。

9. 政治・行政との関係

わたしたちは、政治・行政と健全かつ透明な関係を維持します。

10. 反社会的勢力への対処

わたしたちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは関係を持ちません。

11. 地域社会との共生

わたしたちは、地域の発展と快適で安全な生活に資する諸活動に協力するなど、地域社会との共生を目指し行動します。

12. 環境への取組み

わたしたちは、地球環境の保全が持続的な社会と事業の発展を両立するものと考え、一人ひとりが、環境について学び、考え、公私にわたって地球環境に優しい活動・行動を推進します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1 - 2. 株主総会における権利行使】

補充原則1 - 2 - 4

当社は、インターネットによる議決権の電子行使は実施していますが、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家持株比率や外国人持株比率を勘案し、議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集ご通知の英訳は実施しておりません。今後につきましては、機関投資家持株比率や外国人持株比率が大きく増加した場合には、また、長期保有・安定的な外国人株主の増加を目的として、議決権電子行使プラットフォームの利用や株主総会招集ご通知の英訳を検討してまいります。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

補充原則3 - 1 - 2

今後、外国人持株比率が大きく増加した場合には、また、長期保有・安定的な外国人株主の増加を目的として、合理的な範囲内において英語での情報開示・提供することを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4. 政策保有株式】

当社は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第4条(株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針)を定め、ホームページに開示しております。なお、政策保有株式(2銘柄)においては、2021年6月期第1四半期の当社取締役会において、具体的に精査した結果、継続保有することいたしました。

(株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針)

第4条 当社の政策保有株式の保有方針は、営業上の取引関係の維持、強化、連携等による企業価値向上を目的とする。

- 2 政策保有株式の保有については、企業価値向上の目的に照らして総合的に判断し、保有意義が認められない場合は、原則として売却する。
- 3 当社は、当社の株式を政策保有株式として保有している取引先(以下「政策保有株主」という。)からその株式の売却等の意向が示された場合は、合理的な理由なく売却等を妨げることはしないものとする。
- 4 当社は、政策保有株主との取引は、株主共同の利益を損なうことがないよう、取引の経済的合理性を十分に検証して判断する。
- 5 各担当執行役員は、個別の銘柄ごとの営業上の取引関係等を随時確認するものとし、四半期ごとに個別の銘柄ごとの営業上の取引関係等と資本コストを勘案して保有方針どおりの対応が行われているかを取締役会に報告する。
- 6 政策保有株式に係る議決権の行使については、議案が当該株式の価値向上に資するか否かを判断のうえ、営業上の取引関係等と資本コストを勘案して総合的に判断する。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

当社は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第5条(関連当事者との取引に関する基本方針)を定め、ホームページに開示しております。取締役及び主要株主等との利益相反取引は取締役会での審議・決議を要することとしております。

取引条件及び取引条件の決定方針等については、株主総会招集ご通知や有価証券報告書に記載し、ホームページに開示しております。

【原則2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社には、当社がアセットオーナーとなる企業年金制度はありません。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

- () 基本精神・存在理念・経営理念・ネットワーク理念、並びにグループの目指す姿・戦略、中期経営計画をホームページに開示しております。
- () コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、コーポレートガバナンス体制等をホームページに開示しております。
- () 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きに関しては、独立社外取締役が多数を占める取締役会にて審議、決定しており、株主総会招集ご通知や有価証券報告書に記載し、ホームページに開示しております。
- () 取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続きについては「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第12条(取締役の資格及び指名手続等)に定め、ホームページに開示しております。
- () 経営陣幹部の選解任については、取締役会決議としております。
- () 取締役会が上記(iv)を踏まえて取締役候補の指名を行う際の、個々の指名についての説明は株主総会招集ご通知に記載し、ホームページに開示しております。
- () 経営陣幹部の選解任については取締役会決議後速やかにホームページに開示しております。

【原則4 - 1. 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4 - 1 - 1

当社は、取締役会において決議を要する事項について法令・定款で定められているもののほか、経営に及ぼす重要度により、項目ごとに金額基準等を定め、取締役会付議基準を定めております。

経営各階層が決定すべき事項については、社内規程でその権限基準を定め、各職位の職務権限を明確にしております。

【原則4 - 8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、ホームページに開示している「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第11条(取締役会の構成)に則り、一般株主と利益相反のおそれがない独立性の高い独立社外取締役を5名選任しております。当社は、取締役会における議論の質及び経営判断の有効性を高める仕組みとして、独立社外取締役から取締役の指名手続や報酬決定への助言を得るなど、取締役に係る業務執行の監督機能を向上させる旨、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第16条(独立社外取締役の役割)で定めております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法並びに東京証券取引所が定める基準をもとに、当社の独自の要件([独立判断基準]に記載)を定め、ホームページに開示しております。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11-1

当社は、企業規模等を勘案し、取締役(監査等委員である取締役を除く)は3名以内、監査等委員である取締役は3名以内とし、コーポレートガバナンスに関する基本方針「第11条(取締役会の構成)」において、その旨明記し、併せて、同方針第12条に取締役の資格及び指名手続等を記載し、ホームページに開示しております。

(取締役の資格及び指名手続等)

第12条 当社の取締役は、優れた人格とともに当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。

- 2 当社は、取締役会を構成する者の多様性に配慮する。
- 3 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 4 補欠取締役を含む取締役の候補者は、本条第1項及び第2項の定めに従い独立社外取締役から助言を得て選定し、取締役会で決定される。
- 5 取締役会は、社長を含む経営幹部候補の選定について、経営理念や具体的な経営戦略を踏まえ、十分に意見交換する。
なお、経営幹部候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われるよう監督する。
- 6 取締役会は、社長を新たに選任する場合には、原則として前項の後継者候補の中から、社長としての資質を最も備えていると認められる者を選任しなければならない。
- 7 取締役に法令違反等があった場合またはその職務に関し任務懈怠が認められる場合は、取締役会で解任について審議する。
また、社長については、会社の業績等について外部環境の変化等を考慮した適切な評価を踏まえ、その機能を十分に発揮していないと明らかに認められる場合には、取締役会においてその解任について審議する。
- 8 第1項、第2項及び第7項の規定は、執行役員の選解任の手續に準用する。また、その任期は1年とする。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11-2

取締役がその役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力をその業務に振り向けるべく、当社は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第18条(独立社外取締役の兼任制限)で社外取締役の兼任数の制限を明記し、社外取締役の他社での兼任状況を株主総会招集ご通知及び有価証券報告書に記載し、ホームページに毎年開示を行っております。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11-3

当社は、取締役会の実効性を確保し、機能向上を図ることを目的として、本年度も「取締役会の実効性評価」を実施し、その結果の概要をホームページに開示しました。(2020年6月24日)

1. 前年度(2019年6月期)の取締役会評価の結果における課題に対する取り組みについて

(1) 取締役会運営のさらなる品質及び効率の向上を図るための環境整備

- ・資料の事前配信、事前閲読により、取締役会当日の資料説明を簡略化し、審議を中心とした取締役会運営に移行しました。
資料の内容も、取締役会における審議・報告を意識した簡潔・明瞭化が進んでおります。
- ・年間の取締役会日程及び予定議題は、期初に全役員にて共有しておりますが、一部案件では、当初の予定日程までに取締役会審議に十分な水準までに至らず、付議日程の順延が発生しました。綿密な段取りや実行を重要課題とし、さらなる品質及び効率の向上を図ってまいります。

(2) 企業価値向上に向けたさらなる議論の充実

- ・中期ビジョン策定の前提となる直近及び今後の経営・事業環境の変化とセグメントごとの課題認識について、複数回にわたり取締役会にて共有・審議を重ね、中期ビジョンの深掘り具体化を進めていきました。
- ・新型コロナウイルス感染拡大への対応については、取締役会内の審議のみならず、適宜、社外取締役とも状況を共有し、今後の対応方針等の議論を行うよう努めてまいりました。

(3) 当社取締役等へのトレーニングの充実

- ・基礎トレーニング、新任役員への情報提供、専門家による個別テーマ研修(本年度:危機管理)を実施しました。
- ・さらに、今後の持株会社体制及び集団経営体制への移行を踏まえつつ、当社グループにおける経営のあるべき姿を再認識することを目的に、グループの全常勤取締役を対象に、東証市場改革、グループガイドライン、サステナビリティ等の最新重要情報を研修によって共有・議論し、さらに、社外取締役ともその内容を共有しました。

2. 本年度の分析及び評価結果の概要と今後の課題解決に向けた取り組みについて

本年度の評価では、現行体制に基づく評価とともに、今後の取締役会実効性評価におけるPDCAを意識し、本年7月1日の持株会社体制移行後の取締役会の在り方・役割を踏まえた評価を取締役全員の審議により行っております。

その結果、前年度の評価で認識された課題については概ね改善が進み、取締役会の効率性及び実効性の向上が図られ、当社取締役会は全体として有効に機能しているとの結論に至りました。一方でガバナンス体制の変更に伴い、今後重点的に整備すべき事項は以下のとおりと確認いたしました。

取締役会の構成

当社の業務執行を担う経営陣から独立した中立的な立場で経営判断を行う独立社外取締役の比重を高め、経営の公正性・透明性をさらに増してまいります。

取締役会が監督機能を効果的に発揮するための基盤となる機構の整備

審議、経営計画の進捗確認と経営課題の審議等に集中し、さらなる議論の充実を図ります。

その基盤となる機構として、これまでも実施しておりました当社グループの執行責任者等を中心に運営するグループ経営会議を中核にした、全体最適と個社最適のバランスを考慮した執行監督機能の整備を進めて参ります。

取締役会の環境整備・支援体制

取締役会及びコーポレートガバナンスの質的向上を図るうえで、集団経営体制の要となる当社及び当社グループの取締役や執行役員へのトレーニングの充実が必要不可欠であると認識しております。基礎トレーニングの充実に加えて、刻々と更新される各種トピックステーマへの認識向上を中心に、情報提供や個別テーマ研修を併用し、強化していきます。

また、取締役会の審議・運営のさらなる向上を図るための環境整備を引き続き進めてまいります。

【原則4 - 14. 取締役・監査役のトレーニング】

補充原則4 - 14 - 2

当社は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第20条（取締役の研鑽・研修）に取締役に対するトレーニングの方針を記載し、ホームページに開示しております。

当社は、新任者へのトレーニングや既存事業等のレクチャー等情報提供の機会を十分に設けていますが、今後、急速な環境変化の中で、専門性の高い分野について、役員全員の知識等の底上げの機会を設けてまいります。

【原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目的として常日頃から株主を含む投資家と積極的な対話を行い投資家等の意見や要望を経営に反映させることが、当社の成長のために重要と認識しております。

株主・投資家との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第3条（株主の平等性の確保）、第24条（株主との対話）に定め、ホームページに開示しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
光通信株式会社	950,000	8.53
笹 晃弘	879,500	7.90
株式会社ベネフィット・ワン	778,000	6.99
長友 孝祥	635,300	5.71
株式会社UH Partners 2	515,400	4.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	366,700	3.29
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	323,400	2.90
SUNNEXTAグループ従業員持株会	302,400	2.72
永井 詳二	222,200	2.00
東京海上日動火災保険株式会社	180,000	1.62

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

上記は2020年12月31日現在の大株主の状況です。

上記大株主の他、自己株式が1,146,888株(2020年12月31日現在)あります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	6 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	6 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
長山 宏	他の会社の出身者											
亀川 雅人	学者											
阿部 嘉彦	他の会社の出身者											
中西 康晴	弁護士											
笹本 憲一	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-----------	----------	--------------	-------

長山 宏	○	○	独立役員に指定しております。 < 略歴 > 1980年4月 阪和興業株式会社入社 1991年2月 三優監査法人 1997年2月 三優ビーディーオーコンサルティング株式会社(現株式会社カクシン)取締役 2003年6月 同社代表取締役 2008年11月 同社取締役 2009年9月 同社代表取締役(現任) 2010年9月 当社社外監査役 2014年9月 当社社外取締役(現任) 2016年4月 法政大学専門職大学院イノベーション・マネジメント研究科特任講師(現任)	< 選任理由 > 長山宏氏は、(株)カクシンの代表取締役及び法政大学専門職大学院の特任講師を兼任しております。同氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営者及び公認会計士としての豊富な専門知識と経験等を当社の経営に反映していただけるものと考え選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役在任期間は本株主総会終結の時をもって6年であり、また社外監査役としても過去4年間務めております。 < 独立役員指定理由 > 当社と長山宏氏とは、現経営において、特別な取引関係が無いことから、意思決定に対して影響を与えることはありません。 また、同氏本人においても、株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。 その他、社外取締役の独立性については、当社独立役員の「独立性」に関する判断基準に適合しており、また上場規則及び社会通念を判断の基準としながら総合的に考慮して、一般株主の利益を害さない適正な独立性を確保していると判断しております。
亀川 雅人	○	○	独立役員に指定しております。 < 略歴 > 1985年4月 東京交通短期大学助教授 1989年4月 獨協大学経済学部助教授 1995年3月 立教大学博士(経営学)取得 1995年4月 立教大学経済学部経営学科教授 2002年4月 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科創設 教授 2015年4月 ビジネススクリーター研究学会顧問(現任) 2018年7月 立教学院理事(現任) 2018年7月 経営行動研究学会副会長(現任) 2018年7月 日本マネジメント学会会長(現任) 2020年4月 立教大学名誉教授(現任) 2020年4月 文京学院大学副学長 経営学研究科特任教授(現任) 2020年9月 当社社外取締役(現任)	< 選任理由 > 亀川雅人氏は、立教学院の理事及び文京学院大学の副学長を兼任しております。同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる資本コストに関する研究や株主価値の研究等に携わり、幅広い知識と見識を当社取締役会に反映させるとともに、社外取締役として当社経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督に十分な役割を果たすものと考え選任をお願いするものであります。 < 独立役員指定理由 > 当社と亀川雅人氏とは、現経営において、特別な取引関係が無いことから、意思決定に対して影響を与えることはありません。 また、同氏本人においても、株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。 その他、社外取締役の独立性については、当社独立役員の「独立性」に関する判断基準に適合しており、また上場規則及び社会通念を判断の基準としながら総合的に考慮して、一般株主の利益を害さない適正な独立性を確保していると判断しております。
阿部 嘉彦	○	○	独立役員に指定しております。 < 略歴 > 1978年4月 東洋曹達工業(株)(現東ソー(株))入社 2007年6月 同社理事 日本ポリウレタン工業(株)執行役員 2008年6月 東ソー(株)取締役 海外事業企画部 富山事務所担当 2009年6月 同社取締役 経営企画・連結経営部長 2010年6月 同社取締役 中国総代表 東曹(広州)化工有限公司董事長総経理 2013年6月 保土谷化学工業(株)取締役兼常務執行役員 2015年6月 東邦アセチレン(株)常勤監査役 2019年9月 当社常勤社外監査役 2020年9月 当社常勤社外取締役(監査等委員)(現任)	< 選任理由 > 阿部嘉彦氏は、上場企業において会社経営者としての実績及び常勤監査役としての知識・経験があります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経験と知見により、当社取締役の職務執行の監督機能を十分に発揮いただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。 < 独立役員指定理由 > 当社と阿部嘉彦氏とは、現経営において、特別な取引関係が無いことから、意思決定に対して影響を与えることはありません。 また、同氏本人においても、株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。 その他、社外取締役の独立性については、当社独立役員の「独立性」に関する判断基準に適合しており、また上場規則及び社会通念を判断の基準としながら総合的に考慮して、一般株主の利益を害さない適正な独立性を確保していると判断しております。

中西 康晴	○	○	独立役員に指定しております。 < 略歴 > 1980年4月 弁護士登録 市川照己法律事務所勤務 1983年4月 小林・中西法律事務所開設 1992年4月 中西法律事務所開設 1998年10月 当社社外監査役 2000年4月 扶桑合同法律事務所パートナー(現任) 2020年9月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	< 選任理由 > 中西康晴氏は、弁護士として、企業法務全般はもとより、M & A関連業務及び労働法関連において高い知見を有しており、実質的かつ客観的な経営監視が可能であると判断し、社外取締役候補者としております。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。 < 独立役員指定理由 > 当社と中西康晴氏とは、現経営において、特別な取引関係が無いことから、意思決定に対して影響を与えることはありません。 また、同氏本人においても、株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。 その他、社外取締役の独立性については、当社独立役員の「独立性」に関する判断基準に適合しており、また上場規則及び社会通念を判断の基準としながら総合的に考慮して、一般株主の利益を害さない適正な独立性を確保していると判断しております。
笹本 憲一	○	○	独立役員に指定しております。 < 略歴 > 1977年9月 日本大学講師 1980年6月 監査法人中央会計事務所入所 1992年9月 同所社員就任 1998年9月 同所代表社員就任 2007年7月 監査法人A & Aパートナーズパートナー就任 2014年9月 当社社外監査役 2016年10月 公認会計士笹本憲一事務所代表(現任) 2018年6月 (株)東葛ホールディングス社外監査役 2019年6月 日進工具(株)社外取締役(監査等委員)(現任) 2019年6月 (株)東葛ホールディングス社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年9月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	< 選任理由 > 笹本憲一氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、大手監査法人等での豊富な監査業務の経験に加え、客観的・中立的な監査業務が期待されることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。 < 独立役員指定理由 > 当社と笹本憲一氏とは、現経営において、特別な取引関係が無いことから、意思決定に対して影響を与えることはありません。 また、同氏本人においても、株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。 同氏は、当社株式を所有しておりません。 その他、社外取締役の独立性については、当社独立役員の「独立性」に関する判断基準に適合しており、また上場規則及び社会通念を判断の基準としながら総合的に考慮して、一般株主の利益を害さない適正な独立性を確保していると判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社はもとより当社子会社も含むグループ全体の監査業務を当社監査等委員会が遂行していくため、監査等委員会の職務(監査業務)を補助するスタッフを置きます。監査等委員会を補助するスタッフは、監査等委員会の指示に従い業務を遂行し、当該スタッフの任命、人事異動及び人事評価には常勤監査等委員の同意を必要とします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人およびグループ内部監査室と監査等委員会との意思疎通および情報の交換がなされるように努めるものとします。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------------------

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬として、取締役の業績評価につき一定の基準を設け、その状況を独立社外取締役が多数を占める取締役会にて審議、各取締役の報酬額を決定しております。
また、ストックオプション報酬、譲渡制限付株式報酬においては、一定のインセンティブ性を高め株式を支給し、中長期的な業績向上と株主様と一層の価値共有を図ることを想定しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------------

該当項目に関する補足説明

上記「該当項目に関する補足説明」に同じ

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役に1億円以上の報酬の者がいないため、個別開示を実施しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	あり
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は基本報酬及び株式報酬型ストックオプションから構成され、連結ベースの業績及び本人の貢献度を踏まえ決定しております。なお、基本報酬は、固定部分と前連結会計年度の業績に対する変動部分で構成されております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役としての適切な意見表明及び判断に資するべく、取締役会事務局(総務グループ)は、取締役会の開催にあたり、当該取締役会付議案件にかかる資料を事前に配布し、必要に応じて説明を行っております。そのほか、社外取締役の要求に基づき、必要な情報の提供や閲覧できる環境を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行について

当社は、企業統治(コーポレート・ガバナンス)に関して、公正な経営を実現することを優先課題としております。取締役会、監査等委員会、会計監査人による監督・監査など法律上の機能に加え、経営の透明性の向上とコンプライアンスを徹底し、経営環境の変化に迅速に対応できる意思決定及び業務執行を可能とする組織体制を構築することで、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

企業統治の体制

・企業統治の体制の概要

当社は、会社法上の機関として、株主総会、取締役会及び会計監査人を設置しております。それ以外の機関として、グループ経営会議、経営会議を設置しております。

1) 取締役会(月1回開催)

経営の意思決定を迅速に行うために、取締役(監査等委員である取締役を除く)は3名以内、監査等委員である取締役は3名以内とし、「企業価値向上」のため、グループ全体の経営方針、資本政策、株式・株主対策、ブランディング、経営戦略、幹部人事等、経営の重要な意思決定を行い、併せて、グループ各社の経営計画及び重要な経営事項の承認並びにその進捗・業務執行状況を含む経営全般の監督を行っております。

[取締役会構成員]

取締役(監査等委員である取締役を除く)

代表取締役社長(取締役会議長)	高木 章
独立社外取締役	長山 宏
独立社外取締役	亀川 雅人

監査等委員である取締役

独立社外取締役(常勤)	阿部 嘉彦
独立社外取締役	中西 康晴
独立社外取締役	笹本 恵一

2) グループ経営会議(月1回開催)

グループ各社の代表取締役及び執行役員代表者、並びに当社の執行役員(管理部門担当)を中心とし、グループ全体にかかる以下の事項について共有・審議等を行っております。

グループ共通の指針、方針、政策

グループ全体最適を踏まえた執行内容・方法

グループ各社の経営計画の進捗状況とその影響(対単年・中計業績)、問題認識と対処方針

グループ共通の経営テーマにおける取組状況、コントロール状況、問題がある場合のリカバリー方針

グループ全体に影響するリスク事項の発見と共有、対応方針、進捗管理

また、グループ全体に関わる重要な案件については、本会議で審議のうえ、当社の取締役会に付議・報告をしております。

3) 経営会議(月2回開催)

取締役会審議における充分性確保にあたり、本経営会議の審議を通じ、論点整理や不足箇所の明確化を図るとともに、当社の業務執行全般に係る方針や施策の吟味・決定、経営計画進捗状況・問題の把握を行っております。

また、内部統制及びリスク管理の状況について、経営的視点より、組織が健全かつ効率的に運営され、管理・監視ができているかを牽制し、コーポレート・ガバナンスが適切に運用・機能しているか、確認を行っております。

予算及び実績の分析に基づく経営計画の進捗状況へのモニタリング

前月度までの予算及び実績(及び今後の見通し)に係る分析報告を確認し、経営計画の進捗状況と見通し、(計画通りに進捗していない場合の)リカバリー策を確認しております。

4) 監査等委員会(月1回開催)

監査等委員で構成され、監査等委員会規程に基づき、独立した立場から取締役の職務執行の監視、監査を行っております。

2. 外部会計監査人について

当社は、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査について、有限責任あずさ監査法人と契約しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。2020年6月期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務報酬に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岩出 博男

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 和久 友子

補助者 会計士5名、その他7名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査・監督機能を強化するとともに、社外取締役の比重を増やし、経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的としています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第22期定時株主総会においては、株主総会開催日の3週間前以上の2020年9月3日に発送(同8月21日にWeb開示)しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を導入し、パソコン、携帯電話及びスマートフォンによる行使が可能となっております。
その他	株主総会招集ご通知では、役員選任議案に関し、顔写真や選任理由の掲載を行っております。また、株主総会の事業報告や中期経営計画をビジュアル化し、当社の経営方針などを一般株主に対し、よりわかりやすく伝えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、2005年9月2日、東証マザーズ市場に上場以降、年度決算に対しては毎年9月初旬、第2四半期決算に対しては毎年3月初旬、年間2回の決算説明会を開催しております。直近3回の開催状況は以下の通りであります。 実施日：2019年9月3日、参加者40名(2019年6月期) 中止：2020年3月3日(2020年6月期第2四半期) 政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」(2020年2月25日)に基づき、2020年3月3日に予定していた2020年6月期第2四半期決算説明会は中止いたしました。 中止に伴う特別対応として動画を配信(期間限定)いたしました。 実施日：2020年9月2日、参加者33名(2020年6月期) 次回予定日：2021年3月2日(2021年6月期第2四半期)	あり
IR資料のホームページ掲載	https://www.sunnexta.co.jp/ir/ 投資家向け情報として記載してある内容は、決算情報、適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書、会社説明会資料、会社説明会要旨、事業報告書	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務グループを中心に、経理財務グループと連携してIRチームを設置しております。	
その他	株主様の問い合わせやインタビュー、IR説明会等の状況は経営陣にて共有しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーにおいて、情報を適時、適切に開示することを規定しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において「業務の適正を確保するための体制」の構築の基本方針として、次の内容を決議しており、この決議に基づき社内規程の整備、必要な組織の設置等体制の整備を実施しております。

【内部統制システム構築の基本方針】

当社は、アウトソーシングサービス産業の一員として、グループ会社の企業活動を支えている全てのステークホルダーと良好な関係を築き、長期にわたり持続性の高い成長を遂げていくために、コーポレート・ガバナンスの確立は不可欠と認識しております。2016年6月には当社のコーポレート・ガバナンスの考え方や枠組みを示し、全ての役職員の行動の指針として「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」を策定し、適宜、改定を行ってきました。当該方針を踏まえ、「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり決定し、業務の有効性、効率性及び適正性を確保し、安心と信頼を高め、企業価値の向上を図ってまいります。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、監査等委員会設置会社であり、複数の社外取締役の選任を通じて、経営に対する取締役会の監督機能を強化し、経営判断の透明性、公正性を確保する。取締役会は、法令、定款、取締役会規程はじめ社内規程に則して重要事項を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する。

当社は、執行役員制度を導入しており、職務の執行と監督を分離するとともに、取締役会の監督機能の強化を図る。

当社及び当社子会社の取締役及び従業員に期待する行動指針の一つとして「サンネクスタグループ行動規範」を定めて周知徹底し、高い倫理観と社会的良識をもって行動する企業風土を醸成し、堅持する。コンプライアンス体制の構築・維持については、本社に担当執行役員を任命し、取組む。

担当執行役員は、当社及び当社子会社の取締役及び従業員の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、研修等必要な諸活動を推進し、管理する。各社及び各部門の責任者は、各社及び部門固有のコンプライアンス・リスクを認識し、主管部署とともに法令遵守体制の整備及び推進に努める。

当社及び当社子会社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対しては、社内相談・通報窓口であるホットラインと、社外通報窓口であるコンプライアンス・ホットラインの2つの形態を設置し、内部通報のしやすい環境を整備する。併せて通報したことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止する。

グループ内部監査室は、法令及び定款の遵守状況の有効性について監査を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、総務部門担当執行役員を主管とし、情報の内容に応じて保存及び管理の責任部署を社内規程において定める。責任部署は、取締役の職務の執行に係る情報を適切に記録し、法令及び文書管理規程その他の社内規程に基づいて、定められた期間、厳正に保存・管理する。その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態を維持し、取締役及び監査等委員会からの閲覧要請に速やかに対応する。

3. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社子会社を含むグループの財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示のもと、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保する。また、法令等に定める情報の開示について適切な開示のための体制を整備する。

グループ内部監査室は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

4. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

取締役及び従業員は、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力に対しては毅然とした態度で組織的に対応する。

反社会的勢力の経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止する観点から、行動規範等において反社会的勢力との関わりについて定め、情報収集や社内研修の実施を通して反社会的勢力の排除に向けて全社的に取組む。

反社会的勢力に対しては、総務部門を担当部署とし、情報を一元管理するとともに、警察等の外部機関の連携強化に努め、情報収集や社内研修の実施を通して、事案の発生時に速やかに対処できる体制を構築する。

5. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、グループ全体の経営上のリスクの分析及び対策について、適切なリスクマネジメントを行うために全社的なリスク管理に関する規程を定め、必要な管理機構を整備し、リスクの抽出と評価、その対応について統合的に点検管理し改善を推進する。取締役会では、明示的に抽出されたグループ全体のリスクの状況についてモニタリングを行うとともに、経営資源配分等に結び付けて体系的に統合管理を推進する。実態的にグループ全体のリスク管理を行う機関としてグループ経営会議にて、グループ全体及びグループ各社のリスクアセスメント、リスク管理状況のモニタリング等を行い、重要なリスクについては取締役会等に報告を行う。

また、危機管理規程に基づき、グループにおける経営上の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機など、不測の事態が発生した場合には、当該会社及び当社に対策本部(本部長は代表取締役社長)を設置して迅速・的確な対応を行い、損害の拡大を防止し最小限にとどめるよう努力する。

6. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社においては定時取締役会を毎月開催し、当社及び当社グループの経営に関する業務遂行に係る重要な意思決定を行うとともに、当社取締役の職務執行状況の監督を行い、当社子会社の経営状況の報告を受ける。また、当社においては経営会議を月1回以上、当社子会社においては経営会議又はそれに準じた会議体を適宜開催し、社内規程で定められた決裁権限に従って迅速かつ機動的な意思決定を行う。

当社は、当社の職務執行に関する権限及び責任について、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、適時適切に見直しを行い、当社子会社においてもこれに準拠した体制を構築させるものとする。業務管理に関しては、当社グループ全体の中期経営計画を策定し、グループ経営会議において、その進捗状況を定期的に検証し、その達成に向けた対策を講ずることを通じて効率的な業務の執行を図る。

7. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の取締役を当社から派遣し、子会社の取締役の職務執行に関し、事業全般に対して責任あるガバナンスが確保できるよう協議・意思決定・監督を行う。グループ企業に共通する管理機構の制定、整備及びグループ経営に関する事項全般の統括は、管理部門がこれにあたる。グループ企業の経営については、その自主性を尊重するとともに、主管部門との間で事業内容及び業績について定期的な報告を行い、重要事項に

については事前協議を行う。また、グループ共通課題並びに当社及び当社子会社の業務執行状況・業績・課題について情報共有・審議・方針決定を行うグループ経営会議を毎月開催する。

また、監査等委員会及びグループ内部監査部門は定期的な監査を行い、必要に応じて適切な連携をとるものとする。

8. 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員をおくことを求めた場合における当該従業員に関する事項

当社はもとより当社子会社も含むグループ全体の監査業務を当社監査等委員会が遂行していくため、監査等委員会の職務(監査業務)を補助すべきスタッフを置く。

9. 前号の従業員の取締役からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

前号の監査等委員会を補助するスタッフは、監査等委員会の指示に従い業務を遂行し、当該の任命、人事異動及び人事評価には常勤監査等委員の同意を必要とする。

10. 取締役及び従業員が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員である取締役は、当社及び当社子会社の経営会議、その他の重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。当社及び当社子会社の代表取締役及び業務執行を担当する執行役員は、取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況を報告する。当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告する。

また、監査等委員会はいつでも必要に応じて当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員に対し報告を求めることができる。

なお、監査等委員会へ報告をしたこれらの者に対し、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益をも課してはならない。

11. その他の監査等委員会が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、グループ全体・全社の内部監査を実施するグループ内部監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じてグループ内部監査室に調査を求める。また、監査等委員会は会計監査人と定期的に会合を持って意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。監査等委員会は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、会社の顧問弁護士とは別の弁護士その他の外部専門家を自らの判断で起用することができる。

また、監査等委員会の職務の遂行について生ずる費用の前払い等の処理については、速やかに当該費用または債務を処理する。

また、当社グループの経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには、以下のようなものがあります。

【事業等のリスク】

(1) 社宅マネジメント事業に関するリスク

住宅制度や人事制度に関する政策や法令等の変更に関するリスク

社宅マネジメント事業は、企業等の福利厚生制度や転勤制度に深く関連しており、企業の人事制度や国内の不動産管理や取引に纏わる法令や税制の影響を受けております。今後、前述の制度に関する枠組みの見直し、および関連する法令や税制が大きく変更されることにより、当社グループの提供するサービスの形態に変更が生じた場合、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) インキュベーション事業に関するリスク

法的規制に関するリスク

インキュベーション事業は、新規事業創出に向けて複数のサービスを展開する中で業際型のビジネスも含まれており、現時点では保険業法や警備業法などの影響下にあります。今後、関連法令や制度の変更により、事業展開に新たな制限を受ける可能性があります。

当社グループでは、これらすべての法的規制を遵守すべく、コンプライアンス重視の徹底を図っておりますが、その取り組みの範囲を越えた事象が発生した場合、また、予期せぬ法的規制の導入や強化・変更により、法的規制遵守等に係るコスト負担が増加した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 経営全般に関するリスク

情報セキュリティに関するリスク

当社グループは、ITを活用して事業や業務の効率的を進めるとともに、データを活用したビジネスを展開しており、個人番号(マイナンバー)を含む多数のお客様の個人情報や機密情報をお預かりしております。そのため、停電、自然災害、機器やソフトウェアの欠陥等によるシステム及びネットワーク障害、あるいはサイバー攻撃等の予測できない障害の発生、個人情報を含む機密情報についての紛失や漏洩、改ざん等、また当社グループが提供するシステムサービスの業務の不履行等が発生した場合には、当社グループの事業活動に支障が生じるとともに、社会的信用やブランドイメージの低下、発生した損害に対する賠償金の支払い等により、当社グループの経営成績および財政状況に影響を与える可能性があります。

当社グループでは、万が一の場合に備えて最大限の保守・保全の対策を講じるとともに、社内規程の整備や社員教育の徹底、ウイルス対策ソフト導入やソフトウェア更新による脆弱性解消などセキュリティシステムの強化による様々な対策と情報管理体制の強化に努めております。

人材の確保に関するリスク

当社グループの競争力の源泉は人材であり、本格的な人口減少社会を迎え、一層の経済規模の縮小が懸念される中、将来の成長と成功のためには、有能な人材の確保と育成が欠かせないものと考えております。

そのため、適正な人材の採用・育成・維持・確保が計画通りに進捗しない、または有能な人材が社外に流出する可能性があり、これらのリスクが顕在化した場合、あるいは、人材不足の対策として技術革新を活用した省力化取り組み等が遅れた場合には、事業の進捗や継続性に影響を及ぼし、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、社員に向けて相互信頼を高める取り組みや「健康経営」「自己成長取組」の推進による社員の健康と生活の質の向上、仕事への意欲増進の取り組みを進めています。また、ダイバーシティの側面では、活用できる人材の幅を広げる(高齢者、外国人、時短者、遠隔者、女性、障がい者、シングル等)ことに加え、現役世代で介護にかかわる人材が増えることも想定した就労環境・制度を一層に整える事に取り組み、雇用の維持・拡大をはかる取り組みを進めております。

減損会計等に関するリスク

当社グループは、企業買収に伴い発生した相当額ののれん及び無形固定資産を連結貸借対照表上に計上しており、事業特性を考慮し、5年～10年で均等償却しております。当該のれん及び無形固定資産については将来の収益力を適切に反映しているものと判断しておりますが、事業環境の著しい変化等によりこのれん及び無形固定資産の評価額が帳簿価額より下落した場合には減損損失の発生により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、継続的な業績のモニタリングを行っており、投資に対する回収が困難となる前に対策を講じるように努めております。また、取引関係のある取引先の株式など市場性のある株式を中心として政策保有目的の有価証券を保有しており、市場価格変動のリスクを負っております。2020年6月末時点での評価額は2,900百万円、総資産に対する比率は30.1%ですが、株式市況の動向等によりましては、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、取締役会にて定期的に個別銘柄ごとに資本コスト等を踏まえた投資の妥当性及び経済合理性の判断を行い、保有に合理性が

認められない株式については縮減を進めることとしております。

自然災害に関するリスク

大規模な地震、風水害等の自然災害に関するリスクは年々高まっており、これらの大規模災害が想定を超える規模で発生した場合には、事務所施設の損壊、システム障害、交通機関マヒによる従業員の通勤不能、社会インフラの寸断等により、当社グループも事業活動の停滞あるいは停止を余儀なくされ、事業活動の復旧に長期間を要した場合や多額の費用が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、事業継続に大きな影響を及ぼすあらゆるリスクを想定し、従業員の安否を確認する仕組みとして安否確認システムを導入するとともに、経営リスク管理規程や危機管理規程により、緊急対策が直ちに発動される体制を整えております。また、これらの災害・事故等の事象を網羅的に考慮した「事業継続計画」を策定し、発生した事象の復旧に対してはバックアップセンターを活用して、速やかに対処できるよう対策を講じております。

新型コロナウイルス感染拡大に関するリスク

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大は、その終息時期がまだ見通せない状況にあります。現時点では、新型コロナウイルスの感染拡大が当社グループに与える影響は一時的なものであると認識しておりますが、新型コロナウイルス感染症が、当社の想定を超える規模で拡大、長期化した場合やアフターコロナにおいて生活様式やマーケットに大きな変化が起こった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、緊急事態宣言解除後も従業員に対するマスク着用、手洗い・うがい・咳エチケットの徹底やアルコール消毒液の配備、時差出勤など、感染対策に努めながら事業活動を行っております。また、各事業において、アフターコロナを見据えたIT化・デジタル化の推進に努めております。

【個人情報保護方針】

個人情報を適切に保護、管理することが当社の事業活動を行う上で最重要事項と位置づけ、以下のとおり個人情報保護方針を定め、役員及び従業員にこれを周知し、個人情報の適切な保護に努めることを宣言いたします。

1) 個人情報の取扱いについて

当社グループは、個人情報の取扱いにおいては、日本工業規格「個人情報保護マネジメントシステムの要求事項」(JIS Q 15001)に準拠した個人情報保護マネジメントシステムを策定し、実行いたします。

2) 個人情報保護に関する法令・規範等の遵守

当社グループは、個人情報の取扱いに関する法令および行政機関等が定めた条例・規範・ガイドラインを遵守します。

3) 教育の実施

当社グループは、全役員および従業員に対し、個人情報保護に関する継続的な教育を実施し、個人情報を安全にかつ適正に保護することの重要性を業務の中で常に認識させることに努めます。

4) 個人情報の取得、利用、提供について

当社グループは、個人情報の取得に際しては、業務に必要な範囲内において適正に取得するとともに、その利用目的を明確にし、同意をいただいた範囲を超えての利用および提供が行われないよう管理する措置を講じます。

5) 安全管理対策の実施について

当社グループは、個人情報の安全管理に努め、情報の漏洩、破壊、紛失、改ざん、不正アクセス等の事故の防止に関する適切なセキュリティ対策を講じます。また、個人情報の管理について問題が発見された場合には、直ちに是正措置を講じます。

6) 見直しと継続的な改善について

当社グループは、本個人情報保護方針を遵守するとともに、個人情報保護マネジメントシステムの実行状況や社会情勢等を定期的に点検し、当社の取り組み活動の見直しが継続的に行われるよう万全を尽くします。

7) 個人情報に関する苦情、相談及び個人情報保護方針の内容に関するお問合せ先

各種お問い合わせに対し速やかに対応させていただくため、以下の通り相談窓口を設置いたします。

サンネクスタグループ株式会社 個人情報保護相談窓口

〒162-0833 東京都新宿区笹原町 35 日米 TIME24 ビル

電話番号 03-5229-8741(受付時間:月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時00分) e-mail:privacy@sunnexa.co.jp

【情報セキュリティポリシー】

当社は社内外を問わず全ての脅威から情報資産を保護し、安定した事業活動を継続してゆくことが社会的にも重要な責務であると捉え、以下のとおり情報セキュリティポリシーを定め、役員及び従業員等にこれを周知し、常に情報セキュリティの向上に努めることを宣言いたします。

・管理体制

社内に情報セキュリティを専門とする会議を設置し、情報セキュリティ体制を構築します。

・法令・規範等の遵守

当社が保有する全ての情報資産の保護、及び情報セキュリティに関する法令その他の規範を遵守します。

・個人情報の保護

個人情報を適切に保護、管理することが当社の事業活動を行う上で最重要事項と位置づけ、別に個人情報保護方針を定め対応します。

・教育の実施

当社は、全役員及び従業員等に対し、情報セキュリティに関する継続的な教育を実施し、情報セキュリティ維持・向上の重要性を業務の中で常に認識させることに努めます。

・セキュリティの向上

現状に甘んじることなく、機密性・完全性・可用性の観点から常にセキュリティの向上に努めます。

・業務委託先の管理体制強化

業務委託を行う際は、当社の情報資産取り扱いにおける業務委託先としての適格性を十分に審査し、当社と同等以上のセキュリティレベルが維持できることを確認した上で業務を委託します。

・見直しと継続的な改善について

当社は、本情報セキュリティポリシーの遵守状況や社会情勢等を定期的に点検し、当社の取り組み活動の見直しが継続的に行われるよう万全を尽くします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本方針】

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方について

当社グループは、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で組織的に対応しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況について

当社グループは、反社会的勢力の経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止する観点から、グループ行動規範において反社会的勢力との関わりについて定め、反社会的勢力の排除に向けて全社的に取り組んでおります。

さらに、内部通報制度を適切に運用し、反社会的勢力の潜在的関与も排除します。

1) 対応部署の設置

総務グループを対応部署とし、不当要求などの事案ごとに関係部門と協議し、対応します。

2) 外部の専門機関との連携

所轄警察署や顧問弁護士等、外部の専門機関と連携しております。

3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理

総務グループ担当執行役員が担当として、反社会的勢力に関する情報を収集して一元管理し、反社会的勢力に該当するかの確認を行っております。

4) 研修・教育活動の実施

グループ行動規範・人権、コンプライアンスに関する研修など、反社会的勢力の排除に向けて対応すべく、平素より啓発活動に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス強化による企業価値の最大化

当社は、企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、ガバナンス体制の強化、充実に努めております。まず、株主に対する説明責任を果たすべく、迅速かつ適切な情報開示の実施と経営の透明性の確保を重視しております。

また、変化の速い経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営監視体制の充実に努めてまいります。

さらに、健全な倫理観に基づくコンプライアンスの体制を徹底し、株主、顧客をはじめとするステークホルダー（利害関係者）の信頼を得て、事業活動を展開していく方針であります。

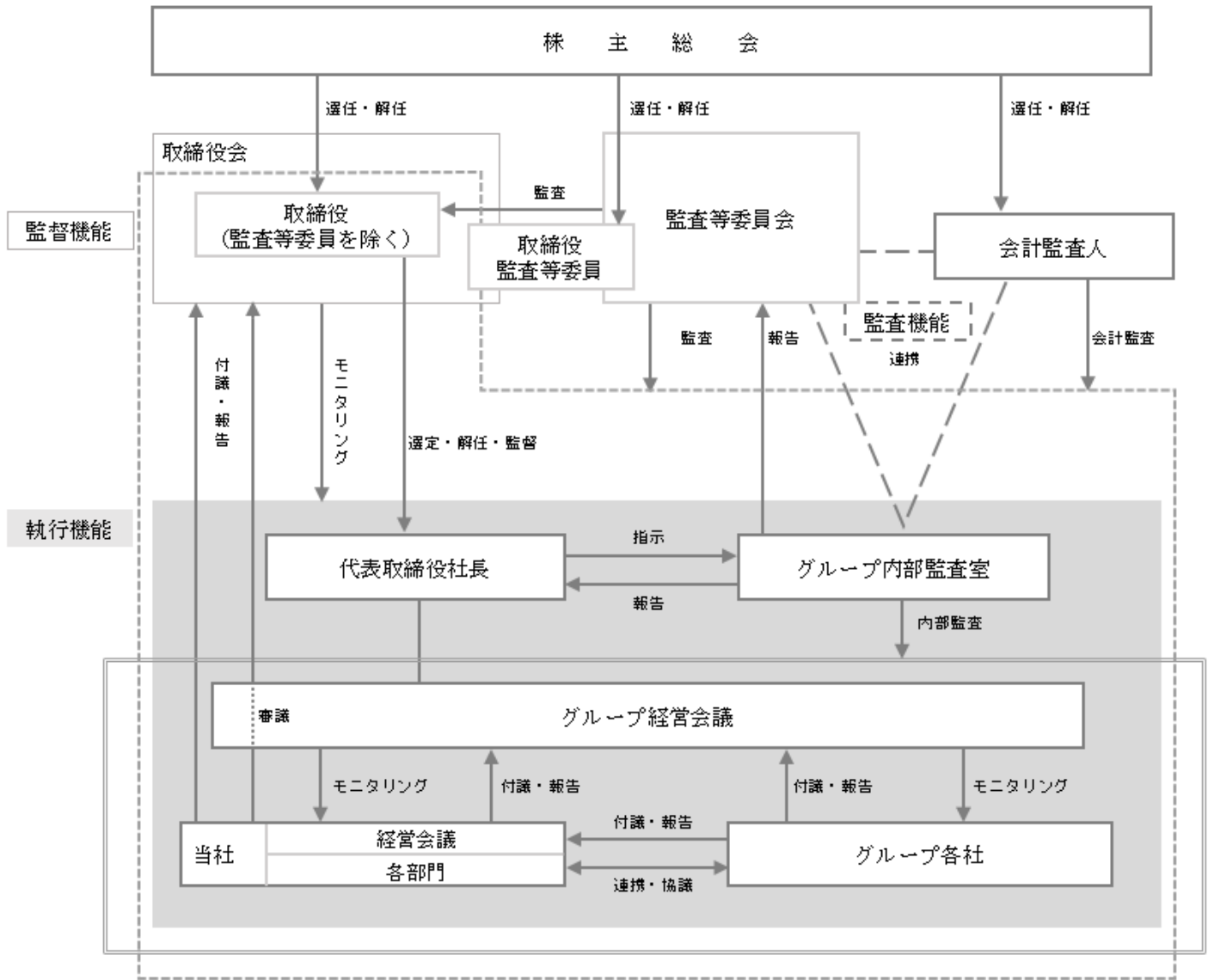
当社は、「お客様に最高の満足と集う人々の幸福の創造と拡大をし続け、夢の総和の実現をはかる」という存在理念のもと、持続的な成長と企業市民としての社会的な存在価値及び中長期的な企業価値を向上させることを目的として、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定しております。

当該方針を踏まえ、会社の成長に応じてコーポレート・ガバナンスの体制を随時見直し、企業価値の最大化を図ることを目標としてまいります。

上記基本方針の詳細につきましては、当社ホームページに掲載の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」をご参照ください。

https://www.sunnexta.co.jp/pdf/governance_20200925.pdf

当社の内部統制の概要図



社内のディスクロージャー体制図

